

夏油川（入畑ダム）における公募型土砂撤去事業募集要項

1 趣旨

この要項は、岩手県（以下「県」という。）が管理する河川で土石（砂を含む。以下同じ。）の堆積が河川管理上支障となっている箇所において、河道を掘削して発生する土石（以下「掘削土石」という。）を採取するため、河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認、第25条の許可及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けようとする事業者（以下「土石採取者」という。）を公募する岩手県公募型土砂撤去事業について、必要な事項を定め、河川管理の効率化と河川産出物の有効活用を図ることを目的とする。

2 応募資格要件

土石採取者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 岩手県知事から砂利採取法第3条の登録を受けている者又は登録を受ける見込みがある者であること。
- (2) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2の各号の規定に該当しないこと。該当する場合は、その事実があった後2年を経過していること。
- (4) 撤去申込書の提出期限前2年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法（昭和24年法律第100号）及び採石法（昭和25年法律第291号）に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

3 公募対象箇所及び撤去期間等

- (1) 河川の名称
1級河川 北上川水系 夏油川（入畑ダム）
- (2) 撤去の場所
入畑ダム （住所）北上市和賀町岩崎新田地内
（別添位置図及び平面図のとおり）
- (3) 撤去に係る土地の面積
3,700㎡
（別添平面図のとおり）
- (4) 撤去の期間
許可の日から令和8年6月30日まで
- (5) 撤去に当たっての条件
 - ア 撤去土砂の搬出について
撤去土砂の搬出については、運搬経路及び通行方法等について、通行区間となる地元地区と十分な調整を実施して搬出すること。
 - イ 水質汚濁には十分配慮すること。
 - ウ 撤去土砂の運搬は、十分な水切り後に行うこと。

エ 使用機材、重機等の置き場所には十分配慮し、豪雨等による急激な出水や水位上昇に備えること。

(6) 応募に当たっての注意事項

ア 土砂の計画撤去量については、申込みがあった後に河川管理者が行う現場調査の結果に基づき、河川管理者と協議の上決定するものであること。また、現場調査の結果等によっては、本公募による撤去を中止する場合があること。

イ (3)に示す土地の面積については、全面積の撤去を必須の要件とするものではないこと。

ウ (4)に示す撤去の期間については、土石採取者の計画に応じ、河川管理上支障のない範囲内で変更することが可能であること。

4 公募期間及び撤去申込み手続き

(1) 公募期間は、次のとおりとする。

令和7年7月1日(火) 午前8時30分から

令和7年7月14日(月) 午後5時まで(郵送の場合は締切日必着のこと)

(2) 土石採取者は、「撤去申込書(誓約書)」(様式第1号)及び「撤去計画概要書」(様式第2号)(以下「申込書等」という。)を(1)の公募期間内に県南広域振興局土木部北上土木センター所長(以下「所長」という。)に提出すること。

申込書等の提出先及び提出方法は、次のとおりとする。

ア 申込書等の提出先

〒024-8520

岩手県北上市芳町2-8

県南広域振興局土木部北上土木センター 担当 治水環境課 東城、山口

電話：0197-65-2738

FAX：0197-63-8378

イ 申込書等の提出方法

書面により、アに定める提出先に持参又は郵送して提出すること。

なお、持参する場合は、(1)に定める期間のうち、受付時間(開庁日の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く))内に提出すること。

5 河川産出物採取料

この要項による土砂等の撤去は、河川管理上除去することが必要な土砂等を河川管理者が公募により撤去希望者に除去させるものであり、河川管理の代行措置と解せる公共性の高い事業であるため、河川流水占用料等徴収条例(平成12年岩手県条例第14号)第4条第4号の規定により、河川産出物採取料は免除する。

6 公募関係図書の閲覧及びホームページの掲載

公募期間中、関係図書（位置図、平面図）を閲覧に供するものとする。

(1) 閲覧期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月14日（月）まで（閲覧時間：開庁日の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く））

(2) 閲覧場所

県南広域振興局土木部北上土木センター

(3) 閲覧方法

閲覧場所において、担当職員に閲覧を申し出るものとする。

(4) ホームページの掲載

令和7年7月1日（火）から下記に掲載する。

県南広域振興局土木部北上土木センターホームページ

http://www.pref.iwate.jp/kennan/kita_doboku/index.html

7 本要項に対する質問等

(1) 質問の期限は、公募を開始した日の翌日から公募期間終了日の5日前までとする。

(2) 質問方法は、電話又はFAXによるものとし、4(2)アに示す問い合わせ先に行うこと。

8 申込書等に関するヒアリング

所長は、提出された申込書等について不明な点が生じた場合には、必要に応じて申込書等の内容に関するヒアリングを実施する。

9 現場調査及び利害関係者調整

所長は、公募対象箇所に関して、次の手続きを行うものとする。

(1) 公募対象箇所の範囲内における民有地に関する調査を実施し、民有地が存在した場合は、できる限り土砂撤去に係る起工承諾書を得るよう努める。

(2) 関係する漁業権者等に対し撤去に関する説明を行い、同意書を得る。

(3) 希少野生動植物調査及び埋蔵文化財調査を行う。

(4) 公募対象箇所に係る標準横断面図（掘削断面図）及び土量計算書を作成する。

10 土砂の計画撤去量に係る協議

所長は、9(4)で作成した標準横断面図及び土量計算書を土石採取者に示した上で、計画撤去量について土石採取者と協議し決定する。土石採取者は、計画撤去量の全量を撤去することに合意する場合、「計画撤去量に係る合意書」（様式第3号）を提出するものとする。

11 撤去計画の中止

所長は、9の調査等の結果、公募による土砂撤去を中止せざるを得ない事由が認められた場合又は10の協議において全ての土石採取者と計画撤去量の合意にいたらなかった場合は、文書により土石採取者に撤去の中止を通知するものとする。

12 土石採取者の決定

所長は、土石採取者から提出された申込書等の内容に関して、次の項目について総合的に審査を行い、適正と認められた場合は土石採取者として決定する。

なお、適正と認められた者が2者以上あるときは、当該土石採取者にくじを引かせて土石採取者を決定する。なお、当該土石採取者がくじ引きに参加できないときは、当該事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

- (1) 2に定める土石採取者の資格の要件を満たしていること。
- (2) 撤去した土砂等のうち、コンクリート用骨材、土木資材及び建築資材その他砂利の処理方法が有用であること。
- (3) 土砂等の掘削（採取）・運搬・洗浄選別の方法（工程を含む）及び不用残土等の処理方法が適切であること。
- (4) 施工に関して出水時の対応を含む安全対策が適切であること。

13 土石採取者の決定及び通知

所長は、申込書等を提出した者に対して、土石採取者の選定結果を様式第4号及び第5号により通知するものとする。

14 土石採取者の公表

所長は、土石採取者の決定後、土石採取者の決定結果を閲覧に供し、土石採取者をホームページに掲載するものとする。

15 土砂等の撤去に係る許認可手続き

- (1) 土石採取者は、13の通知の日から30日以内に、河川法第20条の規定による承認、第25条の規定による土石等の採取の許可及び砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可の申請手続きを行うこと。許認可の申請に要する諸費用は、土石採取者の負担とする。
- (2) 所長は、前号の許認可の申請に必要な図面及び書類のうち、9の規定により実施した現場調査により県が有する図面等の調査結果に関しては、土石採取者に提供するものとする。ただし、民有地の起工承諾書及び利害関係者から得た同意書等は除き、申請時には省略可能とする。
- (3) 何らかの事由により、3(4)に掲げる撤去期間内に撤去が完了しなかった場合は、(1)の許認可に関して期間の変更申請手続きを行うこと。

16 土砂等の撤去に係る許認可に当たって付される主要な条件

- (1) この公募要項による土砂等の撤去は、あらかじめ合意した掘削断面及び計画撤去量を遵守すること。また撤去後は、すみやかに採取完了届を提出し、所長から完了検査を受けること。
- (2) 土砂等の撤去のための掘削工事により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理

及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成13年6月1日付け環境省環廃産第276号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に準拠し、土石採取者の費用において適正に処理すること。

- (3) 土砂等の撤去のための掘削工事により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、土石採取者の費用において適正に分別・再資源化等を行うこと。
- (4) 土砂等の撤去及び運搬により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、土石採取者の責任において解決すること。

17 留意事項

この要項の実施に当たって、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 公募対象箇所の土石の掘削は、土石採取者のみが許認可を受け、実施することができる。なお、公募手続きを経ずに、本要項に示す公募対象箇所の掘削土石を採取することはできないものとする。
- (3) 撤去予定者は、撤去した土砂等を全量河川区域外に搬出し、適切に処理しなければならない。